

函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 2 0 号

函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例

函館市総合保健センター条例（平成 1 4 年函館市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 号中「1 8 歳以上の」を削る。

第 7 条第 1 項中「または別表第 2」を削り、「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

区 分	時 間 区 分		
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで）	夜間（午後 5 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで）
健康増進ルーム 1	1, 350 円	1, 570 円	1, 350 円
健康増進ルーム 2	490 円	570 円	490 円
健康増進ルーム 3	580 円	700 円	580 円

備 考

- 2 以上の時間区分にわたって使用する場合は、当該使用に係る時間区分の上表の規定による使用料の額を合算した額とする。
- 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間 1 時間（1 時間未満の時間は、1 時間とする。）につき、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の上表の規定による使用料

の額（超過時間が午後 8 時 30 分以後のものであるときは、夜間の同表の規定による使用料の額）の 2 分の 1 に相当する額を徴収する。

別表第 2 を削り，別表第 3 を別表第 2 とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の別表第 2 に規定する回数券を保有する者から，当該回数券と引換えに払戻しの請求があったときは，この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り，4,000 円に，未使用の券の枚数を 11 で除して得た額を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは，その端数は，1 円とする。）を払い戻すものとする。

（障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部改正）

- 3 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成 7 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 号を削り，第 2 号を第 1 号とし，第 3 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 2 項第 2 号中「前条第 3 号」を「前条第 2 号」に改め，同項第 3 号中「前条第 4 号」を「前条第 3 号」に改め，同項第 4 号中「前条第 6 号から第 8 号まで」を「前条第 5 号から第 7 号まで」に改め，同項第 5 号中「前条第 11 号および第 12 号」を「前条第 10 号および第 11 号」に改める。